

## 第21回 我孫子市放射能対策会議 会議概要

【場 所】 市長応接室

【日 時】 平成24年4月18日（水）13:10～14:10

【出席者】 市長、副市長、水道局長、総務部長、企画財政部長、市民生活部長、環境経済部長、都市部長、建設部長、健康福祉部長、教育委員会総務部長、生涯学習部長、環境経済部参与、教育委員会総務課長、学校教育課長、施設管理課長、公園緑地課長、保育課長、子ども支援課長、健康づくり支援課長、クリーンセンター課長、文化・スポーツ課長、水道局工務課長、農政課長、放射能対策室長

（報告事項）

（1）我孫子市放射能対策会議設置要綱の一部改正について（放射能対策室）

- ・ 4月1日の人事異動と組織改正に伴い、要綱の一部を改正した。対策会議の委員に、総務部長、環境経済部参与を加える。幹事会に、施設管理課長を加える。

（2）我孫子市放射性物質除染実施計画の策定について（放射能対策室）

- ・ 4月13日付で、環境大臣の承認があり、広報で発表した。13学校区に分けて、放射線量測定を行ったが、布佐・布佐南・新木・湖北小学校区は測定地点が足りないという指摘があったため、追加測定を行った。内容は、ほぼ変わっていない。
- ・ 表題を「放射性物質除染計画」としていたが、特別措置法では、「放射性物質除染実施計画」としているため、変更した。
- ・ 15ページ、下段「仮置き場を3年程度」という記載は、環境省の指示により削除した。2月13日に汚染状況重点調査地域に指定された県内9市連名で、国に対して汚染土壌の最終処分地の確保を要望している。仮置き場、最終処分地については今後の課題である。

（3）放射線量測定結果及び放射能に関する対応について（放射能対策室・各課）

（文化・スポーツ課）

- ・ 手賀沼公園内のテニスコートを測定した結果、テニスコート中央部分は、0.23マイクロシーベルトを下回っており、除染については放射能対策室と相談しながら決定していく。

（4）校舎・園舎の放射線量測定結果について（放射能対策室）

- ・ 校舎・園舎の壁については、CPMは100前後であり、汚染レベルは低いと思われる。
- ・ 第3小学校、並木小、久寺家中、緑保育園、つくし野幼稚園については、屋上は1,000CPMを超えており、除染をしていく。
- ・ 屋上の除染方法は高圧洗浄とし、洗浄水については柏市、流山市と同様、影響の少ない所に流す。残土は、学校内に埋設する。

- ・ 学校と別棟になっている学童の屋根の測定は、それぞれの学校の定点測定の結果から安全な基準内であると思われるため、測定はしない。
- ・ 測定したC P Mの値について、1万3,000C P M以下は汚染なし、10万C P M以下は微量汚染（放射線医学総合研究所）ということなので、敢えてホームページで公表する必要はないと思われる。しかし、保護者や周辺の自治会等から測定値を知りたいという要望があり、周知は必要と思われる。まずは、C P Mの測定値について評価基準を整理し、今後の公表の仕方を検討していく。

#### （5）放射線量測定器の複数日貸出について（放射能対策室）

- ・ 放射線量測定器貸出し要領の一部を改正し、複数日の貸出を弾力的に行えるようにした。

#### （農政課）

- ・ 放射性物質除染計画では、農地について詳細な測定後、除染の方針を決定していくということなので、4月16日に「農地の空間放射線量測定について」文書を農家に通知した。農家から測定する農地の希望をとり、我孫子市で測定していく。測定結果が、基準値を超えた場合、希望があれば農家と協力しながら除染をしていく。
- ・ 市内の原木しいたけ、たけのこに出荷制限が出されている。たけのこについては、4月17日までで、25件検査し、13件で100ベクレルを越えるセシウムが検出された。

#### （決定事項）

#### （6）放射能対策総合計画策定スケジュール（案）について（放射能対策室）

- ・ まず、骨子を作成し、それについて市内5カ所でふれあい懇談会を開催。そこでの意見をふまえ、放射能対策室が中心となり、関係課と調整しながら計画案を6月下旬までにとりまとめる。
- ・ 計画案を基にタウンミーティングを市内2カ所程度（場所については、ふれあい懇談会での意見の出方等で決定していく）で実施する。その後パブリックコメントを2週間実施し、市民の意見を反映させ、最終案を8月下旬に完成させる。9月1日の広報で公表する。

#### （7）小規模埋立て事業における搬入土砂の放射能測定について（手賀沼課）

- ・ 学校の除染工事で発生する土砂等で、汚染が確認されていない土砂等については、市内で処理することとし、小規模埋立事業者に協力を求めるものとする。
- ・ 学校の除染工事で発生した土砂等については、ブロックごとに測定を行い、不検出の結果を得てから搬出するものとする。
- ・ 当分の間、市外の除染工事から発生した土砂等については、市内での受け入れを見合わせるよう小規模埋立事業者の理解を求めるものとする。
- ・ 9月以降は、条例化していきたいとのことだが、行政指導により対応していくことと

する。

(その他)

(放射能対策室)

- 年度末 6 日間にわたり、走行サーベイを実施し、市内ほぼ全域を測定した。県でデータを分析し、公表には 3 ヶ月程かかる。

(学校教育課)

- プールの清掃については、清掃前に現在プールに溜まっている水及び四隅に溜まっている汚泥を網ですくい取り測定する。また、水をぬいた際に下に溜まった汚泥は、ポリバケツ等に一時保管し、後で行われる校舎周辺等の除染作業時に一緒に処理をする。
- 4 月 27 日に新しい測定機器が搬入される予定なので、給食食材の事前検査等の充実を図っていく。
- 並木小学校の運動会は、5 月 26 日であったが、外周部の除染工事が終了しないため、延期の予定。
- 中学校は、7 月から 8 月は除染工事となり、校庭が使用出来ない。そのため、部活動を行うための場所、移動する際の安全等を確保する必要がある。教育委員会で協力をしていく。
- 夏休みのプール開放は、除染工事のため中止とする。